

知多市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する活動指針」について

平成30年3月 1日 策定

令和 3年3月 1日 改定

令和 6年3月 1日 改定

知多市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

知多市においては、都市近郊で土地持ち非農家や兼業農家が多いこと、市街化区域が点在していること、農業振興地域内の基盤整備が行われていない農地（未整備農地）が多く平坦地と丘陵地が混在していること等、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農状況が異なっており、地域の実情に応じた取り組みを推進し、農地等の利用の最適化の推進を図ることが求められている。

また、少子高齢化による担い手不足や相続による農地分散、非農家所有や不在地主所有の増加といった背景のほか、特に未整備農地では、不整形・高低差・狭小といった地形上の問題や通作道路・用排水設備がないといった耕作条件がよくないことから、遊休農地の発生防止や解消が極めて困難であると懸念されている。そのため、農地等の多面的・効率的な利用を検討のうえ方向づけし遊休農地の発生防止・解消に努めていくことが求められている。

一方、基盤整備済みの優良農地については、更に遊休農地の発生防止や解消による農地確保に努めるとともに、農地中間管理事業を活用しながら担い手への農地の集積・集約化により効率的な農地利用に取り組んでいく必要がある。

以上のような地域の特性や事情を加味しながら、農家を支援し担い手の確保に努めつつ、実情に即した農業の継続的振興をするため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、知多市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それを考慮するとともに、市の計画や地域の実情に即したものとし、原則として農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」によるものとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現状 (令和5年3月)	1,207 ha	127 ha	10.52%
目標 (令和9年3月)	1,207 ha	123 ha	10.19%

※「最適化活動の点検・評価」に基づき数値を設定

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

(ア) 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

(イ) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

(ウ) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

イ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

ウ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現状 (令和5年3月)	1,080 ha	156.19 ha	14.46 %
目標 (令和9年3月)	1,080 ha	196.19 ha	18.17 %

※「知多市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」では、効率的かつ安定的な農業経営における農用地の利用に占める面積のシェアの目標をおおむね60%に設定しているが、令和9年3月時点での目標達成は困難であるため、「知多市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想アクションプログラム」の利用集積目標値である年10haの増加を目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、10年後の農業の在り方とそれぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「地域計画」の作成と見直しに市と協力して取り組む。

イ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

(3) 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

(4) 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現状 （令和5年3月）	5人 （1.6 ha）	0法人 （0.0 ha）
目標 （令和9年3月）	13人 （4.0 ha）	2法人 （0.6 ha）

※知多市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想アクションプログラム」の目標値である年2人の増加を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談を実施する。

イ 新規就農フェア等への参加について

市町村、農協等と連携し、情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

(3) 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

(4) 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。